2　（略）

3　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　配置販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

六　（略）

4　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

七　（略）

5　（略）

6　医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　第一項第三号、第三項第五号又は第四項第六号に掲げる事項の変更　登記事項証明書

三～五　（略）

7　（略）

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一・二　（略）

（削る）

三　（略）

3　（略）

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請）

第百十六条　法第三十九条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第五十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出してしなければならない。

一　（略）

（削る）

二　（略）

2　（略）

3　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　配置販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

六　（略）

4　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

七　（略）

5　（略）

6　医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　第一項第三号、第三項第五号又は第四項第六号に掲げる事項の変更　登記事項証明書及び第九十二条第五項第二号に掲げる書類（動物用医薬品特例店舗販売業者にあっては、登記事項証明書）

三～五　（略）

7　（略）

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五条第三号イからヘまでのいずれかに該当することの有無を明らかにする書類

四　（略）

3　（略）

（高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請）

第百十六条　法第三十九条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第五十三号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出してしなければならない。

一　（略）

二　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第三十九条第三項第二号に該当することの有無を明らかにする書類

三　（略）